

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際は必ずマスクを着用し、発熱がある人・重症化リスクの高い人などは参加をお控えください。

高

高齢者のインフルエンザ 定期予防接種のお知らせ

問合 保健センター (☎ 423・8811)

対象 本市の住民基本台帳に記載があり、接種を自ら希望し、接種当日に④または⑤に該当する人

- ④ 65歳以上 ⑤ 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害等級が1級の身体障害者手帳を持つ

期間 10月1日(金)～来年1月31日(月)

場所 市内実施医療機関

接種方法 医療機関に予約し、本人確認できるもの(マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証など)を提示。④の人は手帳のコピーを提出。

費用 千円(下表該当者は、手続きをすれば無料)

※ 施設入所や長期入院などの理由で、市外医療機関で接種する場合は、事前に保健センターで手続きが必要


高齢者のインフルエンザ定期予防接種を無料で接種できる要件

無料対象者	手続き方法
①生活保護世帯の人(生活扶助または医療扶助受給)	①④の人は事前に生活福祉課で各受給証明書、②の人は保健センターに本人確認できるもの(マイナンバーカードや健康保険証、運転免許証など)をお持ちになり、無料対象者証明書の交付を受けてください(9月28日(火)から申請を受け付けます。同一世帯以外の方が代理で申請する場合は「委任状」が必要です。保健センターへの来所が困難な人は郵送による申請ができますのでご連絡ください)。接種時、医療機関に、①②④の人は各証明書を提出、③の人は手帳の提示が必要です。
②市民税非課税世帯の人	
③身体障害者手帳(1・2級)所持の人	
④中国残留邦人等支援法による支援給付(生活支援または医療支援給付)を受給している人	

マイナンバー受付時間延長と休日開庁のお知らせ

交付通知書が届いていて、マイナンバーカードを受け取っていない人、または新たにカードを申請したい人はご利用ください。詳しくはお問い合わせください。

日時 9月25日(土)、10月16日(土)・24日(日)午前9時～午後3時、9月2日(木)・10日(金)・24日(金)、10月4日(月)・29日(金)午前9時～午後7時

場所 市役所市民課(岸城町)  こちらからも予約できます
問合 市民課マイナンバーカードコールセンター(☎ 423-9509)、マイナンバーカード予約専用番号(☎ 423-9751)

南部大阪都市計画の変更

下表のとおり都市計画を変更します。都市計画図書は、都市計画課で閲覧できます。

問合 都市計画課 (☎ 423-9629)

対象地区	内容	告示日
岸和田港福田線沿道地区	用途地域の変更 高度地区の変更 風致地区の変更	令和3年8月2日
磯之上山直線沿道地区	用途地域の変更 高度地区の変更	令和3年8月2日
久米田駅北側地区	用途地域の変更 高度地区の変更	令和3年10月1日(予定)

コミュニティ活動の振興に宝くじの助成金を活用

宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とするコミュニティ助成事業があります。本市では、この助成金を地区市民協議会や町会の活動に役立てています。今年度は、八木地区市民協議会が印刷機や折りたたみテーブルなどの備品を整備しました。

問合 自治振興課協働推進担当(☎ 423-9740)



男女共同参画センター 臨時休館のお知らせ

臨時休館日 10月9日(土)・10日(日)
問合 男女共同参画センター(☎ 441-2535)

岸

和田市戦没者追悼式を開催

本市では、第2次世界大戦における戦没者への追悼と、恒久平和への誓いを込め、例年戦没者追悼式を開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防

止のため、会場内に献花台を設置し、自由献花の形式で行います。献花用のお花は会場に用意しています。ご遺族をはじめ関係者の皆様のご理解をお願いいたします。

日時 9月25日(土)午前11時～午後3時
場所 南海浪切ホール(港緑町)
問合 福祉政策課高齢福祉担当(☎ 423・9527)

建

物を新築したら届け出を

問合 市民課住居表示担当(☎ 423・9452)

住居表示を実施した区域内に建物を新築(同じ敷地内での建て替えを含む)したとき、または増築や改築で建物の出入口が変更になったときは、

住居番号(住所)を決めるための届け出(新築届)が必要です。

住居番号表示板は見やすい場所に

市民課所管の台帳で建物及び玄関の位置を確認して住居番号を決定し、町名表示板と住居番号表示板を交付します。上棟後、玄関位置のわか

る図面(平面図)と建物周辺の地図(付近見取図)をお持ちのうえ、市民課で手続きしてください。

また、玄関などの見やすい場所に貼付していただくようにしています。プレートの貼付は、住居表示に関する法律の中で建物その他の工作物の所有者・管理者などは見やすい場所に住居番号を表示しなければならぬことになっています。門や塀などの改修で撤去、破損、紛失した場合は無料で交付しますので、窓口までお越しください。

広告問合

- (株)M総合企画(☎ 072・275・5449)
- (株)朝日オリコム大阪(☎ 06・6222・6131)
- (株)宣成社(☎ 06・6222・6888)
- (株)ウィット(☎ 072・668・3275)